

土地の境界紛争に関する相談会を開催

静岡境界紛争解決センターは8月8日、土地の境界紛争に関する相談会を開催する。静岡地方法務局と共同で開く相談会では、筆界特定制度や土地家屋調査士会ADR（裁判外紛争解決制度）による解決手段の

提案や、ADRの概要の紹介や利用方法についての説明を行う。「相談内容に応じて、法務局職員・認定土地家屋調査士が適切な解決方法をご提案します。相談は無料ですが予約制ですので事前にご連絡ください」。

時間は午前の部10時～正午まで。

時）。会場は静岡地方法務局。

午後の部13時～17時（最終受付16

●問い合わせ、054・254・3555